



月満木には、毎日午後九時を「消防の時間」に定めています。おやすみになる前は、もちろんのこと、午後九時のサインで、イレンがなつたら家庭内の火の元を点検する習慣を身につけてください。

また、毎月七日を「消防の日」と定め、毎月、七日の午後七時頃になると、消防車が「火の用心」を呼びかけながら、村内を巡回します。家族だけで話し合ってみてはいかがでしょうか。

『あとで“より”いま“が
大切火の始末』

大正火の始末

秋の火災予防運動

日一日と秋らしくなり、ステーブ、こたつなどの暖房器具が活躍するのももうすぐです。暖房器具が茶の間に登場する季節は、火災の発生が心配される季節であります。そこで、十月二十六日から

この運動の重点目標は、
一、身体不自由者、児童・老人などを中心とした死傷防
止対策の徹底
二、家庭及び地域における防
火対策の推進
三、防火対象物（百貨店・旅
館・ホテル等）にかかる防

十一月一日までの一週間、県下
一斉に秋の火災予防運動が
実施されます。

の四点です。

農地の貸し借りは 安心できる

農用地利用増進事業で

農用地利用増進事業は、農用地の貸し借りなどを農地法によらないで市町村が農家の申し出により権利の設定、移転の計画をまとめた農用地利用増進計画を作成し、農業委員会の決定を経て公告することにより安心して農用地の貸し借りなどができる制度です。この事業は、地域農業を見直し、活力ある村づくりを進めるため、遊休農地の活用や耕地利用率の向上と中核的ない手農家の育成を結びつけた農地流動化施策で、約束の期



- 641 -

議会だより
固定資産評価審査委員の選任に同意

第三回 定資評査委員の選任に同意

会期七日間で開かれました。九月二二日から二七日までの間で開かれました。付議された議案は、条例改正一件、人事案件一件、損害賠償額の決定一件、補正予算三件及び議員による意見書の発議三件の九件で、それぞれ次のとおり決まりました。

日に満了となるので、それぞれ引き続き選任するものです。任期は、三年です。

二九六万三千円及びモデル事業と土木事業の村債（借入金）
一、三九〇万円などです。

歳出の主なものは、月潟・東長島・鈎寄各集落センターの整備費一四五万円、新農構事業の補助金一、〇七六万七千円の減、農道整備費三三九万円、モデル事業六〇〇万五

〇議案第三十九号 簡易水道特別会計補正予算第二号を定めることについて
歳入歳出それぞれ七万八千円を追加し、総額を五、〇九一万二千円にするものであります。
水道使用料の伸びが順調なため増額したもので、歳出は本管の傷み具合の検査料と

部落別献血者数　去る十月一日、献血車「ゆうあい号」の来村では皆様左からご協力をいただきありがとうございました。結果は次のとおりとなりました。

内容については、広報つきがございました九月号「国保だより」をどうぞ
らんください。
(原案可決・全会一致)

（原案可決・全会一致）
（正予算第二号を定めることに
ついて）
〇議案第三七号 一般会計補
正予算第二号を定めることに
ついて 賠償の額を決めるもので、
なあ、この賠償金は自動車
共済金で支払われます。

険特別会計補正予算第二号を
定めることについて

歳入歳出一、六九五万五千円を追加し、総額を一億九、
六六一万九千円にするもので、
歳入は、前年度繰越金一、六
九四万二千円、退職者医療制
度導入に伴う事務費交付金一
万二千円です。

○発議第五号 小額貯蓄非課税制度に関する意見書
提出者 岩越正作議員
(原案可決・全会一致)

B型 18名、A型 5名、O型 11名、AB型 2名

実施を求める意見書
提出者 青柳正二議員
(原案可決・全会一致)
※三意見書とも、内容省略